

- 附 則 (昭和五十四年三月三十一日政令第六一号)
この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十四年九月二十六日政令第二六二号)
この政令は、昭和五十四年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十五年三月三十一日政令第三八号)
この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十五年九月三〇日政令第二五二号)
この政令は、昭和五十五年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年三月三十一日政令第六八号)
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年四月一日政令第三〇一号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年三月三十一日政令第六七号)
この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年九月二十八日政令第二七二号)
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年三月三十一日政令第五〇号)
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年九月三〇日政令第二〇九号)
この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年三月三十一日政令第六三号)
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年九月二十六日政令第二九〇号)
この政令は、昭和五十九年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年三月三〇日政令第六五号)
この政令は、昭和六〇年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年九月三〇日政令第二七六号)
この政令は、昭和六〇年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年十一月二〇日政令第三一六号) 抄
(施行期日)
この政令は、昭和六十一年一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六一年三月三十一日政令第八九号)
この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六一年九月二十七日政令第三一〇号)
この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六二年三月三十一日政令第九四号)
この政令は、昭和六二年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六二年八月三十一日政令第二八二号) 抄
(施行期日)
この政令は、商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。
- 附 則 (昭和六二年九月二十九日政令第三三六号)
この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六三年三月三十一日政令第七五号)
この政令は、昭和六三年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六三年九月三〇日政令第二八八号)
この政令は、昭和六三年十月一日から施行する。

- 附 則 (平成元年三月三十一日政令第九六号)
この政令は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定及び別表第一八〇六・二〇号の項の次に一項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 附 則 (平成元年九月二十七日政令第二七九号)
この政令は、平成元年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年三月三十一日政令第八八号)
この政令は、平成二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年九月二十七日政令第二八一号)
この政令は、平成二年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成三年三月三〇日政令第九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、平成四年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成三年三月三〇日政令第九二号)
この政令は、平成三年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三年九月二十五日政令第二九七号)
この政令は、平成三年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年三月三十一日政令第九一号)
この政令は、平成四年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年三月三十一日政令第九二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成四年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年九月三〇日政令第三二三号)
この政令は、平成四年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成五年三月三十一日政令第八九号)
この政令は、平成五年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成五年九月二十九日政令第三二二号)
この政令は、平成五年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成六年三月三十一日政令第一一四号)
この政令は、平成六年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成六年九月三〇日政令第三二二号)
この政令は、平成六年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成六年十一月二十八日政令第四一四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(次条において「施行日」という。)から施行する。
- 附 則 (平成七年三月三十一日政令第一六四号)
この政令は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成七年九月二十九日政令第三五〇号)
この政令は、平成七年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成七年十一月二十七日政令第四三三三号)
この政令は、平成八年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成八年三月三十一日政令第九三三号)
この政令は、平成八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成八年九月二十六日政令第二九三三号)
この政令は、平成八年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成九年三月三十一日政令第一一一号)

- この政令は、平成九年四月一日から施行する。
附 則（平成九年一〇月一日政令第三〇八号）
 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年三月三十一日政令第一一二号）
 この政令は、平成十年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一〇年九月三〇日政令第三一三三号）
 この政令は、平成十年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年三月三十一日政令第八一号）
 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一一年三月三十一日政令第二二八号）
 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年六月七日政令第三〇七号）
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年七月二日政令第三七六号）
 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一二年九月二九日政令第四三九号）
 この政令は、平成十二年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年三月三十一日政令第一五三三号）
 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年九月二七日政令第三一四号）
 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一三年二月五日政令第三八六号）
 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年三月三十一日政令第一〇九号）
 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一四年九月二六日政令第三〇一号）
 この政令は、平成十四年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年三月三十一日政令第一四三三号）
 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一五年九月二五日政令第四二七号）
 この政令は、平成十五年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）
 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一六年九月二九日政令第二一九号）
 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

- 附 則**（平成一七年三月三十一日政令第一〇五号）
 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一七年九月三〇日政令第三〇八号）
 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年三月三十一日政令第一五〇号）
 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一八年九月二二日政令第三〇四号）
 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年一月一日政令第三四六号）
 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年三月三十一日政令第一二〇号）
 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成一九年九月二五日政令第三〇五号）
 この政令は、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二〇年三月三十一日政令第一二三三三号）
 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第三条中関税暫定措置法施行令第十一条及び第十二条の改正規定並びに第八条の規定（税率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）附則第一条第三号に定める日）
- 附 則**（平成二〇年九月一九日政令第二九四号）
 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年三月三十一日政令第一一〇号）
 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二二年九月二四日政令第二〇〇号）
 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年三月三十一日政令第八八号）
 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年九月三〇日政令第三〇三三三号）
 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
- 附 則**（平成二三年十一月二八日政令第三六五号）
 この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 附 則**（平成二四年三月三十一日政令第一一一号）
 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

- この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則（平成二十四年九月二四日政令第二四六号）
 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。
附 則（平成二十五年三月三〇日政令第一一七号）
 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八六号）
 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。
附 則（平成二十六年三月三一日政令第一五二号）
 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則（平成二十六年九月三〇日政令第三一八号）
 この政令は、平成二十六年十月一日から施行する。
附 則（平成二十七年三月三一日政令第一六五号）
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則（平成二十七年九月二八日政令第三三九号）
 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則（平成二十八年三月三一日政令第一六八号）抄
 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条中関税法施行令第九条（見出しを含む。）の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第四項から第六項までを加える部分に限る。）、同令第九条の二（見出しを含む。）の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同令第九条の三の改正規定（同条第二号中「第十二条第八項第一号」を「第十二条第九項第一号」に改める部分を除く。）、同令第九条の四の改正規定及び同令第九条の五の改正規定並びに第二条、第四条、第八条及び第十条の規定 平成二十九年一月一日
- 附 則**（平成二十八年九月二八日政令第三二二号）
 この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。
附 則（平成二十九年三月三一日政令第一二七号）抄
 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 第一条**（施行期日）
 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成二十九年九月二七日政令第二五〇号）
 この政令は、平成二十九年十月一日から施行する。
附 則（平成三〇年三月三一日政令第一五二号）
 この政令は、平成三〇年四月一日から施行する。
附 則（平成三〇年九月二一日政令第二六三号）
 この政令は、平成三〇年十月一日から施行する。
附 則（平成三一年三月三〇日政令第一三三三号）抄
 この政令は、平成三一年四月一日から施行する。
附 則（令和元年九月二六日政令第一一〇号）
 この政令は、令和元年十月一日から施行する。
附 則（令和二年三月三一日政令第一二八号）抄
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則（令和二年九月一六日政令第二八〇号）
 この政令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則（令和三年三月三一日政令第一三一一号）
 この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第四条の十二の改正規定、同令第四条の十六第一項の改正規定、同令第四条の十七第二項の改正規定、同令第九条の二の改正規定、同令第九条の四の改正規定、同令第九条の五の改正規定、同令第五十九条の

番号	暫定法別表第一品名	期間	数量
〇四〇一・一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖を	令和五年四月一三三、九四	〇トン（全乳
〇四〇一・二〇	その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、一日から令和	〇トン（全乳	換算数量とし
〇四〇一・四〇	凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させた	六年三月三一	全重量のうち
〇四〇一・五〇	せ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは	日まで	全重量のうち
〇四〇三・二〇	乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香		に占める乳脂
〇四〇三・九〇	味料、果実、ナッツ若しくはココアを加えてあるかな		肪分の割合に
〇四〇四・九〇	いかを問わない。）並びにヨーグルト、ミルクの天然の		一五・一二を
一八〇六・二〇	組成成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率		乗じて得た数
一八〇六・九〇	表」という。）第四・〇一項から第四・〇四項まで		に当該物品の
一九〇一・一〇	の物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量		全重量のうち
一九〇一・二〇	の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの		に占める無脂
一九〇一・九〇	に限る。）、コーヒール、茶又はマテをもととした調製品		乳固形分の割
二一〇一・一二	（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態にお		合に六・五九
二一〇一・二〇	いて全重量の三〇％以上のものに限る。）並びに調製食		を乗じて得た
二一〇六・一〇	料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの		数を加えて得
二一〇六・九〇	の及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の		た数を当該物
	含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限		品の全重量に
	る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成成分の含有量		乗じて得た数
	の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの		量とする。）
〇四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃	令和五年四月七四、九七三	
〇四〇二・二一	縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えた	一日から令和	
〇四〇二・二九	ものに限る。）、のうち学校等給食用のもの以外のもの	六年三月三一	
〇四〇二・九一	粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃	令和五年四月一、五〇〇	
〇四〇二・二一	縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えた	一日から令和	
〇四〇二・二二	ものに限る。）、のうち学校等給食用のもの	六年三月三一	
〇四〇二・九一	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限	令和五年四月一、五〇〇	
〇四〇四・一〇	ものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のも	一日から令和	
	ので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。)	日まで	
	無機質を濃縮したホエイ	令和五年四月一四、〇〇〇	

十二の改正規定、同令第七十条の二第一項ただし書の改正規定及び同令第八十三条の改正規定並びに第二条、第四条、第八条、第十条及び第十一條の規定は、令和四年一月一日から施行する。
附 則（令和三年九月二四日政令第二六三号）
 この政令は、令和三年十月一日から施行する。
附 則（令和四年三月三一日政令第一三五号）抄
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則（令和五年三月三一日政令第一五八号）抄
 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条（施行期日）
 この政令は、令和五年四月一日から施行する。
別表（第一条、第二条関係）
 暫定法別表第一品名

二一〇六・九〇	調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの	令和五年四月一、五五〇 一日から令和六年三月三十一日まで	トン、生糸換算するものとする。）
四一〇一・二〇 四一〇一・五〇 四一〇一・九〇 四一〇四・一一 四一〇四・一九 四一〇四・四一 四一〇四・四九 四一〇七・一一 四一〇七・一二 四一〇七・一九 四一〇七・九一 四一〇七・九二 四一〇七・九九	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適合する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしていないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色色したもの以外のもの（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色色し又は模様付けしたもの以外のもの	令和五年四月二、四、〇〇 一日から令和六年三月三十一日まで	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製の一日から令和六年三月三十一日まで
四一〇五・三〇 四一〇六・二二 四一〇二・〇〇 四一〇三・一〇	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色色し又は模様付けしたもの	令和五年四月一、〇七〇、 一日から令和六年三月三十一日まで	六四〇三・二〇 六四〇三・四〇 六四〇三・五〇 六四〇三・五九 六四〇三・九一 六四〇三・九九 六四〇四・一九 六四〇四・二〇 六四〇五・一〇 六四〇五・九〇
五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	令和五年四月七、九八ト 一日から令和	量とし、繭一